



いいたて

議会だより

平成25年12月定例会
No.
61
2014.2.5

発行：福島県飯館村議会
編集：議会広報編集特別委員会



今年1年間の無火災無災害を誓って：消防出初式
—福島市飯野町：飯館中学校仮設体育館—

「村政 ここが聞きたい」

一般質問Q&A 2~9

議決結果・議会のうごき

編集後記 10

村政

ここが ききたい？

一般質問 Q&A



佐藤 八郎 議員

質 完全賠償、完全除染は加害者の責任

答 賠償、補償、支援と追加除染を求めていく

質問 東京電力の利益優先の人災事故で、村民誰もが思いもしない、全村避難と損害を受けた。村は、被害にあった全ての村民のために、完全賠償となるまで、国、東電に、村民の立場・視点に立って仕事を進めるべきと考えるが。

答弁 村として基本となるものは支援している。今後は集会所、田

畑、立木、井戸などへの賠償を進め、さらに仮住居の入居期間延長や、帰村宣言後の農産物価格補償など生活支援制度を求める。

質問 村には高濃度の放射性物質が振り落とされた。実測値として、人が住める線量でないのに「嘘つき」「隠して」

「少なく評価」して避難させまいとした。村が依頼した学者、医者、

専門家などは「放射性物質は身体に直ちに影響がない」と説明した。しかし、今でも放射性物質が村にあることを村民は知っている。村民の健康管理と医療費負担無料化の継続及び将来にわたる健康保障はどのようにしていくのか。

答弁 従来の健康診査に加え、県民健康調査の検査、18歳以下の子どもへの甲状腺検査、全村民への内部被ばく検査を実施していく。治療が必要な場合は速やかに受けられるよう支援していく。

人として奪われた権利をもとに戻してほしい

質問 今回の原発事故は、私たち村民には全く非はなく、加害者は百パーセント国、東京電力である。そして、

憲法で保障されている人としての権利が強制的に奪われてしま

った。村は、国に対して、村民の暮らし方、住居のあり方、コミュニケーションのあり方などが、早く元通りの生活に近づくような避難生活になるよう要求すべきである。村民からは、家族、集落で暮らせる一戸建ての災害公営住宅（復興住宅）の早期建設と住み替え（住居変更）が求められている。もっと村民に寄り添った行政執行をすべきでないか。

答弁 奪った権利を復権してもらうのは当然である。住居については、福島市内に約60戸、南相馬市内に約20戸を県営住宅として建設要望し、国、県、各市町と具体的協議を進めていく。

質問 原発事故収束宣言の撤回と、県内10基廃炉、原発ゼロを求めるべきと考えるが。

答弁 現状を見る限り、

到底収束した状況とは言えないと思っているが、撤回要請はしない。原発の無い社会の実現は、日本の未来の姿として心から望む。

質問 年間1ミリシーベルト以下の完全除染を求めるべきと考えるが。

答弁 長期的には年間被ばく線量1ミリシーベルト以下を目指すのが、現在の除染技術ではなかなか難しいので、当面年間5ミリシーベルトを目標とし、森林除染も要望していく。



▲残された森林除染はどうなるのか



佐藤 長平 議員

質 山林除染の 国への働きかけは

答 里山周辺の除染を訴えて行く

質問 森林除染の実施と森林資源の活用について、国に強く働きかけるべきと考えるが。

答 弁 避難区域に指定された本村の除染は、国が直轄で除染を行う区域とされ、宅地及び

周辺を含む住空間と、農地の剥ぎ取りによる除染が進められている。このような中で、森林の除染は、隣縁部か

ら20mの範囲の腐葉土を掻き出すという手法で実施されているのみで、大部分の森林の除染については、国の方針が今だに示されていない。

更に、被災当初は、放射能セシウムが、枝葉や樹皮に付着していたが、現在では、樹木から腐葉土層をはじめとする地面に移行し

て、溜まっているとされている。このため、宅地周りを除染しても再度汚染されるのではないかと、いった不安や、水と一緒に宅地や農地に徐々に入り込むのではないかと、いった心配から、森林の除染を行わなければ村へは戻れないと考える村民も多く、国の対応に注目している。村としては、こうした村民の声がある中で、村の大切な資源である森林を守るためにも、森林の除染、とりわけ里山周辺については、国に強く訴えかけていきたい。



▲須萱地区農地除染のようす

飯館校に マイスター制度を

質問 高等教育の改革案として、ドイツのようなマイスター教育の実践学校を県立高校として誘致できないか。

答 弁 「マイスター教育」制度は、ドイツの産業発展に貢献したとされる資格制度で、質問の趣旨は、飯館校でも専門知識や技能の習得を目指す提案と理解している。

教育委員会としては、相農飯館校の新しい発展の可能性に向けて、飯館校及び県教育委員会、村内関係者の皆様と知恵を出していきたい。



飯樋 善二郎 議員

質 避難解除見込み時期は

答 除染の進捗をみて再度検討

質問 除染の結果を見極めて見直すとしていた解除見込み時期は、いつどのよう果たすのか。24年、25年で完了させるとした除染の約束はすでに反故にされた。現実に沿った、避難解除見込み時期にすべきでないか。

答弁 27年の秋頃までに帰村宣言を出したいとしていたが、当初予想された除染のスケジ

ュールから遅れることが判明しており、再度検討が必要で、宅地回りの出来るだけ広い範囲の除染が済んだ段階で、希望者のみ長期宿泊を認めていただくなど、段階的な帰村の形がとれないか、国と協議を進めて行きたいと考えている。具体的な帰村宣言や帰村時期については議会や関係各位とも十分に協議した

除染の課題 どう解決する

質問 12月に見直すとして除染工程に対し、村は主体的に関わり、村民が納得のいく計画になるよう強く要望すべきではないか。

答弁 すでに取り組んでいる5行政区は、農地と周辺森林、道路を含め26年度末までに完了させる。残りの14行政区は26年度中に建物及び、宅地、周辺森林を完了させ、農地、道路については27年から開始し、遅くとも平成28年度中にはすべて完了するように求めていく。

上で決定していきたい。

解決されていない 課題について取り組む

質問 多くの除染の課題が残されているが、村としてどのように対処していく考えか。

答弁 環境省からは、

農地の再利用法は

質問 除染後の農地の再利用と新しい産業への取り組みでは、農地転用も含めた、自然エネルギーへの転換も考慮すべきではないか。

答弁 花卉など食品でないものの振興を図るとともに、農地転用も含めた新しい産業も検討していきたい。

ガイドライン以外、村民の要望を聞き入れる事は難しいとの回答があり苦慮している。しかし、敷地内の屋外ゴミの対応のように認めている内容もあり、村民の意に沿った要望を強く求めていく。



▲バイオマス発電の原料工場：山形県最上町

▼現在全国各地で進められているメガソーラー：山梨県甲府市





菅野 新一 議員

質 完全除染はいつになるのか

答 平成26年度に宅地とその周辺、27年度から農地除染開始

質問 飯館村の住環境及び農地の完全除染は、何年後に完了するのか。

答 平成26年度中に建物及び宅地とその周辺の森林を完了させ、残る農地、道路については平成27年度から開始するというものになっている。現在のところ、農地の完了時期は提示されていないが、

今後詳細な工程表の協議の中で、遅くとも平成28年度中に農地全てを完了するよう求めていく。

戻れない人・戻らない人への支援は

質問 戻りたくても戻れない人の避難生活への支援策は。

答 村外で営農再開支援事業、災害公営住

宅の整備を実施するとともに、借り上げ住宅の家賃補助については、避難解除によってすぐに退去を迫られるようなことが無いよう、激変緩和措置（帰

村後2、3年の猶予期間）を国に要望している。災害公営住宅の家賃については、低廉化事業の制度があるので活用を図っていく。

質問 戻れない人への借り上げ住宅の延長と、住宅家賃補助などの支援策の考えはあるのか。

答 村では、「いざずれば村に戻りたいが、健康被害などが心配なので、当面避難を継続したいと考える村民」がいると予測し、国に対し「借り上げ住宅の延長」と「家賃補助の激変緩和策」を要望している。

安全な飲料水は帰村に向けて不可欠

質問 村内で、上下水道のない行政区に対し、安全な飲料水確保のための支援策は。

答 安全な飲料水を確保することは、帰村に向けて非常に重要であり必要不可欠であると認識している。

現在、国や東京電力と深井戸掘削について協議をしているが詳細はまだ決まっていない。

除染不可能工作物の費用負担は

質問 除染不可能工作物と判断した工作物の解体費用は、国費で支払うということであるが、その後、どのように進んでいるのか。

答 国が除染不可能と判断した家屋等を所有者本人が解体した場合、それに係る費用は国の除染費用で対応

し、復旧費用については、賠償費用の限度額内で対応するという確約を受けたが、手続きや判断基準は明確にな

ていく。除染費用、賠償費用、解体判断基準を早期に明確化するよう要望していく。



▲どうなる家屋の解体除染物



高野 孝一 議員

**質 震災の人的・建物
被害状況は**

答 死亡1名、災害関連死は42名

質問 村が作成した「飯館村2年間の歩み」によれば、巨大地震の発生により水道、電気

電話などのライフラインが断たれ、3月11日午後2時55分災害本部を設置し、被害状況を

確認した。と記録してあるが、県の災害対策本部が発表している被害状況速報には現在でも人的被害はあるもの建物被害が報告され

ていない。あらためて人的、建物被害の状況は、どのようにとらえているのか。

答弁 人的被害は死亡1名、軽症1名、災害

関連死は12月1日現在で、申請者数97名、関連死と認められた方が42名である。公共施設の主な損傷は、役場庁舎の屋根瓦損傷、飯館中体育館の天井ボードの落下、宿泊体験館き

**地域防災計画の
原子力災害対策編
の策定は**

質問 国においては、

今回の原発事故を受けて、平成24年9月に原子力規制委員会が発足、10月には原子力災害対策指針が策定され、原発からおおむね30kmが緊急時防護措置

を準備する区域として当村も該当することになった。これらを踏まえ、飯館村地域防災計画の原子力災害対策編の策定状況と水・食料等防災関係資器材の備蓄状況について伺う。

答弁 東日本大震災と

東京電力福島第一原子力発電所事故を教訓に災害対策基本法等が改正され、地域防災計画の見直しを進めている。原子力災害対策編については、喫緊の課題であるとして、県内に先駆けて、平成25年3月の議会において承認をいただいた。その他を構成する一般災害対策編及び震災対策編についてもできるだけ早い時期に見直したい。水・食料等防災関係資器材の備蓄はしていないが、3日分の備蓄、事業者等の協定を盛り込んでいく。



▲解体工事が始まった村公民館

質問 南相馬消防署飯館分署は、築後42年経過し、事務所、車庫等

が狭く、仮眠室と台所が一緒など現在の勤務環境にマッチしていない。防災拠点としても整備すべきと考えるが。

答弁 村民の安心

安全担保の拠点となる南相馬消防署飯館分署の建屋更新については、震災前から村の各種計画に計上されていた重点事業であ

る。これは、現在、飯館村公民館の解体工事が行われているが、その周辺を「公共施設等の新たな集積ゾーン」として、一体的に進める計画である。

質問 建設時期はいつになるのか。

答弁 建設時期は、公民館の建設を終えてから平成28年度以降になると思う。



▲南相馬消防署飯館分署の現況



伊東 利 議員

質 生活整備計画を 明確にすべきだ

答 復興のステージに合わせて
整備する

整備する

質問 復興計画に、村
に戻る人が困らない生
活インフラ整備を明確
にすべきと考える。例
えば、スーパー、コン
ビニ、商店、交通、葬
儀場など、生活するた
めの条件整備について
の考えはあるか。

質問 整備再開を図り、そこ
から村全域へと復興拡
大したいと考えている。
すでに村では、25社
程度が支援を受け事業
所を再開して、帰村に
向けた準備を進めてい
る。生活インフラ整備
についても、村民が村
に戻るためには不可欠
な施設であるので、商
工会や関係機関、団体
と協議し、復興のステ

ージに合わせて整備し
ていく。

不自由な避難生活 に支援策は

質問 借り上げ住宅に
避難している人の中に、
大変不自由な環境で生
活されている村民が見
受けられる。借り上げ
住宅の借り替え、家賃
支援の継続が図られる
ようにすべきと考え
る。また、移転先の土
地や住居の確保にかか
る支援策についての考
えはあるのか。

質問 借り上げ住宅に
避難している人の中に、
大変不自由な環境で生
活されている村民が見
受けられる。借り上げ
住宅の借り替え、家賃
支援の継続が図られる
ようにすべきと考え
る。また、移転先の土
地や住居の確保にかか
る支援策についての考
えはあるのか。

質問 全村避難に際
し、急いで避難したため、
周囲の環境などを考慮
する余裕もなく避難場
所を選択し、不自由な
生活をされている方が
いることは聞き及んで
いる。かつては、借り
上げ住宅の借り替えは
一度だけではできたが、
現在は、県外から県内
への住み替えや、勤務
先での都合で移らざる

を得ない場合にのみ、
災害救助法による適用
が受けられる。個人の
判断で住み替えた場合
は、基本的には借主自
身が家賃を支払い、東
電に賠償請求すること
になっている。

移転先の土地や住居
確保の支援策について
は、村外の不動産情報
などは周知していくこ
とは可能と思うが、村
が避難者のための土地
を斡旋するなど、個人
の資産形成に対し支援
することは難しいと考
えている。

質問 避難先で営農を
再開し、花卉、野菜な
どの栽培に取り組まれ
ている方がいるが、そ
の成果と課題は何か。

営農再開について

質問 避難先で営農を
再開し、花卉、野菜な
どの栽培に取り組まれ
ている方がいるが、そ
の成果と課題は何か。

質問 花卉農家の場合
だと、トルコギキョウ
の栽培は、今年度より
本格的に栽培を開始
し、出荷販売している。

飯館と異なる気象条件
や土地状況により、生
育に不安はあったが、
ほぼ順調に推移し、高
値で取引された。小菊
栽培については一部圃
場でバラつきが見られ
たが、ほぼ順調で、今
後、規模の拡大の考え
もあるようである。

場の11月の状況を見る
と、高値で取引されて
いる。いずれにしても、
営農を再開された農家
の方々は、課題はある
ものの、目的を持って
取り組んでいるので、
村としても引き続き支
援して行きたいと考
えている。



▲避難先で頑張る花卉農家のパイプハウス



渡邊 計 議員

**質 減容化施設の安全対策は
環境省と確認書を交わした**

質問 蕨平牧野組合と合意書は取り交わしたのか。また、安全対策は。

答弁 合意書はまだ取り交わしていない。

安全、安心対策については、10月9日に環境省と運用の安全対策、運用期間、焼却灰保管方法、運搬計画策定、協議会の設置など9項目の「確認書」を取り交わした。

焼却灰は、10万バケル以下はフレコンバツ

連続式放射性物質監視装置を設置し、排出ガスを監視、モニタリングポストを村内外に7カ所設置して空間線量を測定する。住民団体が実施する調査は敷地外は認める。

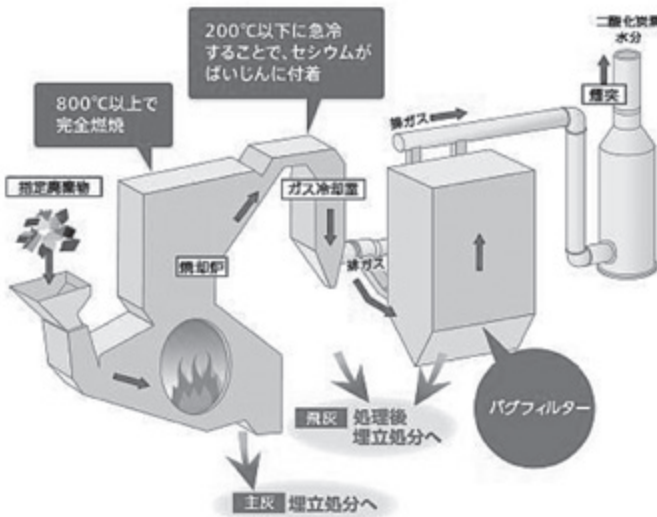
**2次、3次の除染を
明確にすべき**

質問 森林、ため池、河川の除染及び、2

次、3次の除染を明確化し、村民の不安を払拭するべきでないか。

答弁 森林部から生活圏への放射性物質流出、拡散への不安の声があげられているが、国からは、具体的な内容は明示されていない。何らかの対策を講じるよう要請していく。

再除染は、「線量に応じてフォローアップ



▲蕨平に設置予定のバグフィルター付き減容化施設

**安易な帰村宣言は
避けるべき**

除染」をするとの方針だが、線量基準が示されていない。再除染が必要になった場合には必ず行うよう強く求めたい。

質問 宅地、農地の除染終了後、半年、1年後の線量の推移・傾向を確認したうえで宣言すべきと考えるが。

答弁 宅地周りを26年度内、農地、道路は28年度内に終了と考えているが、すぐにでも戻りたい人のために、長期的特別宿泊を認めてもらうなど、段階的な帰村の形が必要ではないかと考えている。具体的な宣言時期は、議会や関係各位と協議のうえで決定していきたい。

復興住宅の工費

質問 今回のアンケート

ト調査では、復興住宅がどのようなものか、村民は理解しにくいと思う。すでに対面調査の時期に来ているのではないか。

答弁 村民からも、設問が難しいとの指摘をいただいている。入居希望を決定する際は、改めて案内を送付し、対面での聞き取り調査も必要と考えている。

**学童の補助差別を
解消すべき**

質問 通学時間を短縮し、少しでも多く勉強させたいと思う親心から、避難先近くの学校に通わせていることに対し、補助の差別は親同士、子供同士の絆が壊れると考えられる。補助差別は解消すべきと考えるが。

答弁 今後、改善できるところは改善していきたい。



松下 義喜 議員

質 除染後の農地管理について

答 営農再開支援事業を活用し、行政区長、集落営農組織と相談して取り組む

質問 二枚橋・須萱、白石地区及びモデル事業で除染を行った農地について、今後の管理、活用をどのように行っていくのか。

答弁 除染が終了しても、作付けや管理をしないと雑草等が繁茂し荒地となるのが危惧される。村としては、営農再開支援事業を活

用し、営農が再開されるまでの間、農地の保全管理に努めて行きたいと思っている。本事業は、農地の除草や、水路・農道の補修、鳥獣被害防止対策、米の試験栽培や、野菜、花卉の作付実証等がメニュー化されている。地権者本人が管理できない場合でも、地区の営

農組織等が管理すれば、10アールあたり3万5千円を限度に交付される。村としては、景観作物による維持管理や、野菜の実証栽培、米の支援栽培などを考えている。また、管理

するにも、避難先から通いでの管理になることから、行政区長、集落営農組織の方々と相談しながら取り組んで行きたい。今後避難生

活が続き、農地除染が進んでも、離農や維持管理が出来ない農家の方も出てくると考えられるので、「農地管理会社」のようなものを立ち上げて管理していきたいと考えている。

質問 モデル事業で除染を行った実証田で作

られた米を、東京農業大学で配付されたことについて、村ではどのように考えているのか。

答弁 小宮及び草野向押地区での水稻実証裁

培は、農水省所管の独立法人国際農林水産業研究センターが主体となって村内の農家と作業委託をし、事業を実施した。

目的としては、昨年、東北農政局が実施した試験栽培箇所における継続調査として実施しており、今回の調査は、セシウムの移行調査、施肥管理における収量調査、カリ肥料を多く取り入れることによる

食味に対する調査と聞いている。

収穫された米は、2箇所の圃場で30キログラムの袋で93袋の収穫があり、1キログラム当たり25ベクレル未満の検出限界以下であった。

国際農林水産業研究センターとしては、引き続き、大学におけるイベント、研究機関での無料配布や試食を通して、県外消費者に安

全性をPRする。村は、今後の農産物を生産、出荷するうえでの風評対策の一助になるものと考えている。



▲除染後の農地

議会の主な動き (10月～12月)

《10月》

- 2日 第7回臨時議会
- 15日 広報編集特別委員会
- 19日 相馬地方市町村議会議員及び幹部職員研修会(相馬市)
- 22日 宮城県大崎市議会議員視察受入れ
- 23日 鳥取県日南町議会議員視察受入れ
- 24日 全員協議会
- 28日 議会運営委員会
第8回臨時議会
- 29日 町村議会議員研修会(郡山市)
- 30日 宮城県東松島市議会議員視察受入れ

《11月》

- 2日～3日 村民ふれあい号随行列(群馬県高崎市)
- 11日 関東方面避難者の集い随行列(東京都・神田)
- 14日 減容化施設設置に係る県要望活動
- 21日 第24回東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会

《12月》

- 3日 議会運営委員会
- 6日～13日 第9回定例会



議決結果

平成25年第9回飯館村議会定例会は、平成25年12月6日～13日まで8日間の会期で開催しました。議決の結果は左記のとおりです。

議案第70号	平成25年度飯館村一般会計補正予算(第6号)	原案可決
議案第71号	平成25年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第72号	平成25年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第73号	平成25年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第74号	飯館村税条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第75号	飯館村延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理等に関する条例	原案可決
議案第16号	特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書(案)	原案可決
議案第17号	東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書(案)	原案可決
議案第18号	雇用の安定を求める意見書(案)	原案可決
議案第19号	TPP交渉に関する意見書(案)	原案可決

編集後記

寒中お見舞い申し上げます。

全村避難も3度目のお正月を迎えてしまいました。先行きの見えない生活が継続していることは、議会においても心苦しく、村民の皆さまに申し訳なく思っています。

除染・賠償・復旧といち早く目途の立つよう国に要求していく事を確認しています。

今後も村民の皆さまの声を村政に反映し、安心、安全に暮らせるような村づくりに努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。寒い日が続きますが、お体にお気をつけてお過ごしください。

新メンバーです
今後4年間よろしくお
願ひいたします。



発行責任者

議長 大谷 友孝

編集

広報編集特別委員会

委員長 飯桶善二郎
副委員長 渡邊 計
委員 松下 義喜
北原 経
菅野 新一
高野 孝一